

平成25年度 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援する
ための法律平成26年度改正についての説明会 次第

平成26年3月26・27日(水・木) 中原区役所5階502会議室 午前10時～12時
--

1. ごあいさつ
2. 平成26年度からの法改正について
3. グループホームの一元化について
4. 計画相談支援について
5. おわりのあいさつ

1. 平成26年度障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の4月施行について

障害者総合支援法は2段階の施行となっており、平成26年4月には、以下の内容が施行となります。

- ・重度訪問介護の対象者拡大
- ・共同生活介護と共同生活援助の一元化
- ・障害程度区分から障害支援区分への見直し
- ・地域移行の対象者拡大

2. 重度訪問介護の対象者拡大について

①新しく重度訪問介護の対象となる対象について

重度訪問介護の対象については、「重度の肢体不自由者」と現在定められているが、4月の改正・施行に伴い、「知的障害又は精神障害により行動上著しい困難を有する障害者であって常時介護を要するもの」が加わります。行動障害を有しない者については、4月以降も重度訪問介護の対象とはなりません。

【対象者の具体的な要件】

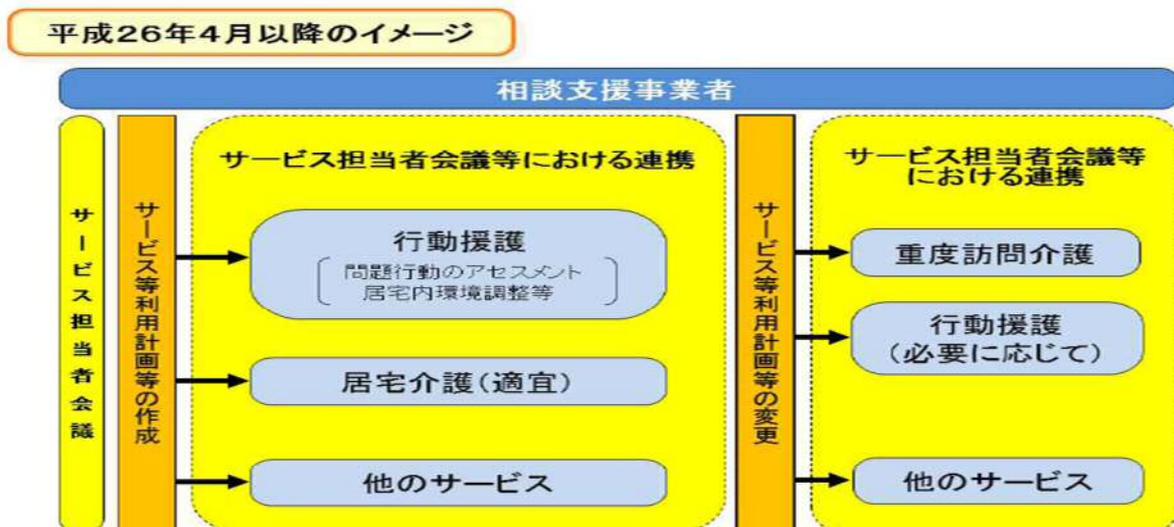
- ・障害支援区分4以上
- ・障害支援区分の認定調査項目のうち、行動関連項目等(12項目)の合計点数が10点以上
※平成26年度からの障害支援区分への変更に伴い、認定調査項目や選択肢の変更が行われるため、現在の8点→10点へ変わります。）

②重度訪問介護の対象者拡大に伴う行動援護による支援の範囲の拡大について

行動援護については、知的障害又は精神障害により行動上著しい困難を有する障害者等の外出及び外出の前後にサービスを行うものですが、今回の重度訪問介護の対象者拡大に伴い、行動障害を有する障害者等の支援に関わるすべての事業者が支援方針や支援方法を共有できるよう、行動援護事業者が、居宅内において専門的なアセスメントによる問題行動の分析や環境調整等を行えるようにすることされています。報酬告示の留意事項通知については今後改正される予定です。

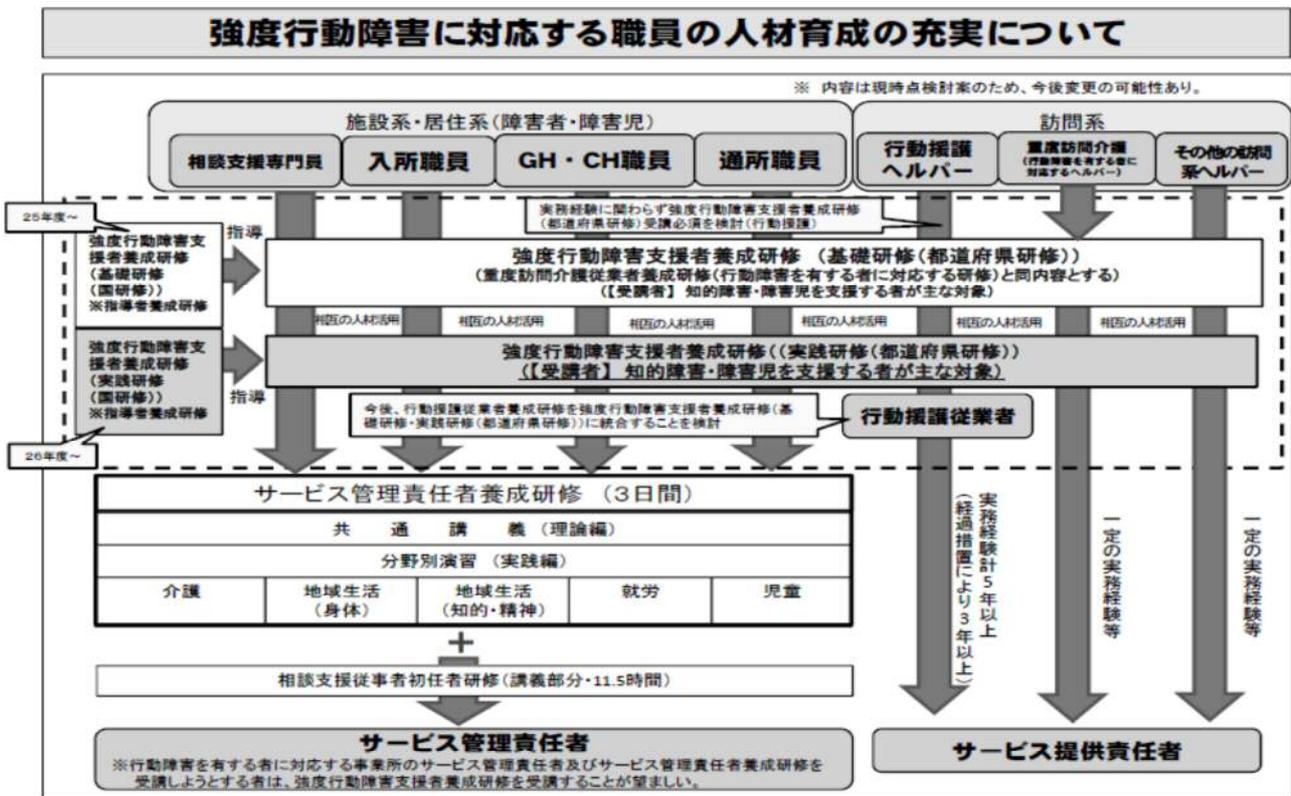
③行動障害を有する者に対する支援の具体的イメージ

行動障害を有する者に対する支援のイメージは、以下の図のようになります。



④重度訪問介護従事者の研修について

重度訪問介護の対象者拡大の施行に伴い、平成 26 年度より重度訪問介護従業者養成研修が見直され、主として行動障害を有する者を支援する重度訪問介護の研修として「行動障害支援課程(仮称)」を新たに設けることとされています。



重度訪問介護に従事する者については、従来の肢体不自由者に対応する「基礎課程」「応用課程」「統合課程」又は行動障害を有する者に対応する「行動障害支援課程(仮称)」のいずれかを受講していればその要件を満たすこととされたため、既に重度訪問介護に従事しているヘルパーは改めて研修を受講することなく行動障害を有する者の支援に従事することが可能であるが、利用者の状態に即した研修の課程を修了していることが望ましいことから、その旨を報酬告示の留意事項通知に盛り込む予定とされています。

⑤重度訪問介護対象者の拡大に伴う、運営規程について

重度訪問介護対象者の拡大に伴い、すでに事業を運営している事業所においては、運営規程で「主として肢体不自由者に対応する重度訪問介護」又は「主として行動障害を有する者に対応する重度訪問介護」をすることが出来ます。主たる対象者を特定する場合や現行の運営規程で「主として肢体不自由者に対応する」と表記している場合には、運営規程の変更が必要となるため、理事会に諮る等、準備を進めてください。現行の運営規程は対象者を特定していない場合は、のいずれも対象とすると解釈されます。

3. 「障害支援区分」への見直しについて

「障害程度区分」は、知的障害及び精神障害の特性を十分に反映できていない等が指摘されていたため、現行の二次判定により近い一次判定が全国一律で可能となるように、コンピュータ判定式が抜本的に見直され、平成26年4月1日から「障害支援区分」となり施行されます。平成26年3月31日申請までは「障害程度区分」、平成26年4月1日以降の申請は「障害支援区分」と受給者証に記載されるようになります。「障害程度区分」の有効期限内は、障害支援区分で認定をし直す必要はありません。

また、障害程度区分は知的障害及び精神障害の特性を十分に反映させた結果、行動障害の点数が高めに出るようになったため、8点→10点に見直しが行われました。

4. 平成26年度からの報酬

I. 障害福祉サービス費

① 消費税率の引き上げに係る障害福祉サービス等報酬における対応

平成26年4月に消費税率が現行の5%から8%に引き上げられることに伴い、障害福祉サービス等の報酬において、影響する相当分について上乗せ等が行われます。

・基本報酬単位への上乗せ(平均引き上げ率:約0.69%)される予定です。

● 居宅介護サービス費(案)

● 重度介護サービス費(案)

イ 居宅における身体介護	(1) 30分未満	(255単位)	イ 1時間未満	(182単位)	
	(2) 30分以上1時間未満	(404単位)		ロ 1時間以上1時間30分未満	(272単位)
	(3) 1時間以上1時間30分未満	(587単位)			ハ 1時間30分以上2時間未満
	(4) 1時間30分以上2時間未満	(670単位)		ニ 2時間以上2時間30分未満	
	(5) 2時間以上2時間30分未満	(753単位)			ホ 2時間30分以上3時間未満
	(6) 2時間30分以上3時間未満	(836単位)		ヘ 3時間以上3時間30分未満	
	(7) 3時間以上	(919単位に30分を増すごとに+83単位)			ト 3時間30分以上4時間未満
ロ 通院等介助(身体介護を伴う場合)	(1) 30分未満	(255単位)	チ 4時間以上8時間未満	(811単位に30分を増すごとに+85単位)	
	(2) 30分以上1時間未満	(404単位)		リ 8時間以上12時間未満	(1,491単位に30分を増すごとに+85単位)
	(3) 1時間以上1時間30分未満	(587単位)	ヌ 12時間以上16時間未満		(2,166単位に30分を増すごとに+80単位)
	(4) 1時間30分以上2時間未満	(670単位)		ル 16時間以上20時間未満	(2,812単位に30分を増すごとに+86単位)
	(5) 2時間以上2時間30分未満	(753単位)	ヲ 20時間以上24時間未満		(3,494単位に30分を増すごとに+80単位)
	(6) 2時間30分以上3時間未満	(836単位)			
	(7) 3時間以上	(919単位に30分を増すごとに+83単位)			
ハ 家事援助	(1) 30分未満	(105単位)			
	(2) 30分以上45分未満	(152単位)			
	(3) 45分以上1時間未満	(196単位)			
	(4) 1時間以上1時間15分未満	(237単位)			
	(5) 1時間15分以上1時間30分未満	(274単位)			
	(6) 1時間30分以上	(309単位に15分を増すごとに+35単位)			
ニ 通院等介助(身体介護を伴わない場合)	(1) 30分未満	(105単位)			
	(2) 30分以上1時間未満	(196単位)			
	(3) 1時間以上1時間30分未満	(274単位)			
	(4) 1時間30分以上	(344単位に30分を増すごとに+70単位)			
ホ 通院等乗降介助		(101単位)			

●行動援護サービス費(案)

イ 30分未満	(252単位)
ロ 30分以上1時間未満	(400単位)
ハ 1時間以上1時間30分未満	(582単位)
ニ 1時間30分以上2時間未満	(729単位)
ホ 2時間以上2時間30分未満	(876単位)
ヘ 2時間30分以上3時間未満	(1,024単位)
ト 3時間以上3時間30分未満	(1,171単位)
チ 3時間30分以上4時間未満	(1,319単位)
リ 4時間以上4時間30分未満	(1,467単位)
ヌ 4時間30分以上5時間未満	(1,614単位)
ル 5時間以上5時間30分未満	(1,761単位)
ヲ 5時間30分以上6時間未満	(1,909単位)
ワ 6時間以上6時間30分未満	(2,056単位)
カ 6時間30分以上7時間未満	(2,204単位)
ヨ 7時間以上7時間30分未満	(2,352単位)
タ 7時間30分以上	(2,498単位)

●同行援護サービス費(案)

イ 身体介護を伴う場合	(1) 30分未満	(255単位)
	(2) 30分以上1時間未満	(404単位)
	(3) 1時間以上1時間30分未満	(587単位)
	(4) 1時間30分以上2時間未満	(670単位)
	(5) 2時間以上2時間30分未満	(753単位)
	(6) 2時間30分以上3時間未満	(836単位)
	(7) 3時間以上	(919単位に30分を増すごとに+83単位)
ロ 身体介護を伴わない場合	(1) 30分未満	(105単位)
	(2) 30分以上1時間未満	(198単位)
	(3) 1時間以上1時間30分未満	(277単位)
	(4) 1時間30分以上	(347単位に30分を増すごとに+70単位)

加算については、上乘せ等はない予定です。

②地域区分の見直しについて

平成 24 年度の報酬改定から平成 27 年度までの間、段階的に見直しが行われおり、川崎市は3級地→4級地、単価については、10. 66円→10. 69円となります。4月サービス以降の請求時にはご注意ください。

II. 地域生活支援事業(移動支援・生活サポート・日中一時支援)

① 消費税率の引き上げに係る障害福祉サービス等報酬における対応

通所・支援を除く川崎市地域生活支援事業の単位については、平成 26 年度変更はありません。ただし、時間の考え方について、国報酬に合わせ、30分以内、1時間超え～1時間半以内と変更となる予定です。4月以降「障害福祉情報サービスかながわ(通称 らくらく)に単位表を掲載しますので、ご確認ください。

通所・通学については、以下のように変更する予定です。

【通所・通学支援】

現在の単位	→	サービス提供時間	サービス単位
100単位/回		1時間以内	100単位
		1時間超え～1時間半以内	150単位
		1時間半超え	200単位

加算については、上乘せ等はない予定です。

② 単価の見直しについて

国報酬の単価に合わせ、10. 66円→10. 69円となる予定です。

5. 同行援護事業所におけるサービス提供者・従業者の資格要件について

平成26年9月末日で同行援護事業所におけるサービス提供責任者の資格要件に係る経過措置が終了します。平成26年10月1日以降以下のいずれかの要件を満たすサービス提供責任者を配置する必要があります。

- ① 指定居宅介護事業所におけるサービス提供責任者の資格要件を満たす者で、同行援護事業者養成研修応用課程を修了した者(相当する研修課程修了者を含む。)
- ② 国立身体障害者リハビリテーションセンター学院視覚障害学科修了者又はこれに準ずる視覚障害者の生活訓練を専門とする技術者の養成を行う研修を終了した者

また、直接支援する従業者についても、平成26年10月1日以降以下の要件を満たす必要があります。

- ① 同行援護従事者養成研修一般過程の修了
- ② 視覚障害のある身体障害児者への実務経験が1年以上

詳細は別紙1「居宅介護等のサービス提供にあたる事が出来る者の資格要件」及び「居宅介護等のサービス提供責任者の資格要件」参照

同行援護の資格要件に係る経過措置にて事業所指定をお取りの事業者は、サービス提供責任者、従業者について資格要件をご確認ください。すでに、研修などで資格要件を満たしている場合は、変更届のご提出をお願いいたします。

6. その他

① サービス提供報告書について

サービス提供報告書の書式が変更となる予定です。変更前にすでにご用意いただいている4月以降の提供報告書については、そのままご利用いただき書式の発表後は、新しいものへの切り替えをお願いいたします。

締切り及び取りまとめについて再度ご確認をお願いいたします。

- ・締め切りは毎月10日です。(10日が閉庁日の場合は、翌開庁日)までです。
- ・封筒の表書きに「サービス提供報告書在中」と赤字にて記載をお願いいたします。
- ・事業所番号毎、受給者番号順にまとめてご送付ください。
1415〇〇〇〇〇〇の0000000001～、1465〇〇〇〇〇〇の0000000001～
- ・両面印刷はしないでください。

② 取下げ・過誤申立について

請求に対する取下げ・過誤申立の締め切り及び対象は以下の通りとなります。

・取下げ

当月に請求したものについて、20日まで

例) 3月15日に

3月に1月サービス分を請求したが算定回数を間違えた → 取下げ可

2月に1月サービス分を請求したが算定回数を間違えた → 取下げ不可 過誤申立で依頼

・過誤申立

毎月3日締切り、締切りを過ぎての送付は翌月の過誤取消の対象となります。

請求がエラーになったものは過誤の必要はありません。

居宅介護等のサービス提供責任者の資格要件

サービス種類	資格要件		
居宅介護	介護福祉士 実務者研修修了者 介護職員基礎研修修了者 居宅介護従業者養成研修1級課程修了者（ヘルパー1級） 居宅介護職員初任者研修修了者、介護職員初任者研修修了者（ヘルパー2級）であって、実務経験3年以上の者		
重度訪問介護	介護福祉士 実務者研修修了者 介護職員基礎研修修了者 居宅介護従業者養成研修1級課程修了者（ヘルパー1級） 居宅介護職員初任者研修修了者、介護職員初任者研修修了者（ヘルパー2級）であって、実務経験3年以上の者 特にやむを得ない事情があると認められる場合には、従業者のうち相当の知識と経験を有する者から選任		
同行援護	国立リハセンター学院の視覚障害学科修了者等（これに準ずる視覚障害者の生活訓練を専門とする技術者の養成を行う研修を修了した者） 介護福祉士 実務者研修修了者 介護職員基礎研修修了者 居宅介護従業者養成研修1級課程修了者（ヘルパー1級） 居宅介護職員初任者研修修了者、介護職員初任者研修修了者（ヘルパー2級）であって、実務経験3年以上の者 （以上の者はすべて平成26年9月30日まで。10月1日以降は同行援護従業者養成研修応用課程の修了が必須です） 平成23年9月30日において現に地域生活支援事業における移動支援事業に3年間従事した者（平成26年9月30日まで。10月1日以降は、上記いずれかの要件を満たさなければなりません）		
行動援護	介護福祉士 実務者研修修了者 介護職員基礎研修修了者 居宅介護従業者養成研修1級課程修了者（ヘルパー1級） 居宅介護職員初任者研修修了者、介護職員初任者研修修了者（ヘルパー2級）であって、実務経験3年以上の者 行動援護従業者養成研修修了者	+	知的障害児者、精神障害者に対する直接処遇の経験が5年以上（行動援護従業者養成研修修了者にあって平成27年3月31日までは3年以上で可）

※ 居宅介護職員初任者研修、介護職員初任者研修（ヘルパー2級）と実務経験でサービス提供責任者に着任するのは暫定的な取扱いであるため、できる限り早期に、実務者研修の受講や介護福祉士の資格を取得するように努めなければなりません。

居宅介護等のサービス提供に当たることができる者の資格要件

(サービス提供責任者の資格要件とは異なるので注意)

サービス種類		資格要件	算定単位
居宅介護	身体介護	介護福祉士 実務者研修修了者 介護職員基礎研修修了者 居宅介護従業者養成研修1級課程修了者(ヘルパー1級) 居宅介護職員初任者研修修了者 介護職員初任者研修修了者(ヘルパー2級)	所定単位
		重度訪問介護従業者養成研修修了者+身体障害者への実務経験があるもの(※1)	減少単位
		障害者居宅介護従業者基礎研修修了者(ヘルパー3級・知事証明)	30%減算
	通院等介助 (身体介護あり)	介護福祉士 実務者研修修了者 介護職員基礎研修修了者 居宅介護従業者養成研修1級課程修了者(ヘルパー1級) 居宅介護職員初任者研修修了者 介護職員初任者研修修了者(ヘルパー2級)	所定単位
		重度訪問介護従業者養成研修修了者+身体障害者への実務経験があるもの(※1)	減少単位
		障害者居宅介護従業者基礎研修修了者(ヘルパー3級・知事証明)	30%減算
		廃止前の 視覚障害者外出介護従業者養成研修修了者 全身性障害者外出介護従業者養成研修修了者 知的障害者外出介護従業者養成研修課程修了者	30%減算
	家事援助	介護福祉士 実務者研修修了者 介護職員基礎研修修了者 居宅介護従業者養成研修1級課程修了者(ヘルパー1級) 居宅介護職員初任者研修修了者 介護職員初任者研修修了者(ヘルパー2級)	所定単位
		重度訪問介護従業者養成研修修了者(※1)	10%減算
		障害者居宅介護従業者基礎研修修了者(ヘルパー3級・知事証明)	10%減算
	通院等介助 (身体介護なし)	介護福祉士 実務者研修修了者 介護職員基礎研修修了者 居宅介護従業者養成研修1級課程修了者(ヘルパー1級) 居宅介護職員初任者研修修了者 介護職員初任者研修修了者(ヘルパー2級)	所定単位
		重度訪問介護従業者養成研修修了者(※1)	10%減算
障害者居宅介護従業者基礎研修修了者(ヘルパー3級・知事証明)		10%減算	
廃止前の 視覚障害者外出介護従業者養成研修修了者 全身性障害者外出介護従業者養成研修修了者 知的障害者外出介護従業者養成研修課程修了者		10%減算	

重度訪問介護	通常の重度訪問介護利用者	介護福祉士 実務者研修修了者 介護職員基礎研修修了者 居宅介護従業者養成研修1級課程修了者（ヘルパー1級） 居宅介護職員初任者研修修了者 介護職員初任者研修修了者（ヘルパー2級）		所定単位	
		重度訪問介護従業者養成研修修了者		所定単位	
	特に重度の障害者	介護福祉士 実務者研修修了者 介護職員基礎研修修了者 居宅介護従業者養成研修1級課程修了者（ヘルパー1級） 居宅介護職員初任者研修修了者 介護職員初任者研修修了者（ヘルパー2級）		所定単位に 加算	
		重度訪問介護従業者養成研修（基礎課程にプラスして、追加課程または統合課程）修了者		所定単位に 加算	
		重度訪問介護従業者養成研修（基礎課程のみ）修了者		加算算定 不可	
同行援護	身体介護あり	同行援護従業者養成研修一般課程修了者		所定単位	
		国立リハセンター学院の視覚障害学科修了者（これに準ずる視覚障害者の生活訓練を専門とする技術者の養成を行う研修を修了した者）		所定単位	
		介護福祉士 実務者研修修了者 介護職員基礎研修修了者 居宅介護従業者養成研修1級課程修了者（ヘルパー1級） 居宅介護職員初任者研修修了者 介護職員初任者研修修了者（ヘルパー2級） 視覚障害者外出介護従業者養成研修修了者 <i>（以上の者はすべて平成26年9月30日まで。10月1日以降は同行援護従業者養成研修一般課程の修了が必須です）</i>		所定単位	
		障害者居宅介護従業者基礎研修修了者（ヘルパー3級・知事証明） <i>（H26年9月30日まで。10月1日以降は同行援護従業者養成研修一般課程の修了が必須です）</i>		30%減算	
		介護福祉士 実務者研修修了者 介護職員基礎研修修了者 居宅介護従業者養成研修1級課程修了者（ヘルパー1級） 居宅介護職員初任者研修修了者 介護職員初任者研修修了者（ヘルパー2級） 視覚障害者外出介護従業者養成課程修了者		+ 視覚障害のある 身体障害児者への 実務1年	所定単位
		障害者居宅介護従業者基礎研修修了者 （ヘルパー3級・知事証明）			30%減算
				同行援護従業者養成研修一般課程修了者	
		国立リハセンター学院の視覚障害学科修了者（これに準ずる視覚障害者の生活訓練を専門とする技術者の養成を行う研修を修了した者）		所定単位	
身体介護なし		介護福祉士 実務者研修修了者 介護職員基礎研修修了者 居宅介護従業者養成研修1級課程修了者（ヘルパー1級） 居宅介護職員初任者研修修了者 介護職員初任者研修修了者（ヘルパー2級） 視覚障害者外出介護従業者養成研修修了者 <i>（以上の者はすべて平成26年9月30日まで。10月1日以降は同行援護従業者養成研修一般課程の修了が必須です）</i>		所定単位	
		障害者居宅介護従業者基礎研修修了者（ヘルパー3級・知事証明） <i>（H26年9月30日まで。10月1日以降は同行援護従業者養成研修一般課程の修了が必須です）</i>		10%減算	

	介護福祉士 実務者研修修了者 介護職員基礎研修修了者 居宅介護従業者養成研修1級課程修了者（ヘルパー1級） 居宅介護職員初任者研修修了者 介護職員初任者研修修了者（ヘルパー2級） 視覚障害者外出介護従業者養成課程修了者	+	視覚障害のある 身体障害児者へ の実務1年	所定単位
	障害者居宅介護従業者基礎研修修了者 （ヘルパー3級・知事証明）			10%減算
行動援護	介護福祉士 実務者研修修了者 介護職員基礎研修修了者 居宅介護従業者養成研修1級課程修了者（ヘルパー1級） 居宅介護職員初任者研修修了者 介護職員初任者研修修了者（ヘルパー2級） 行動援護従業者養成研修修了者	+	知的障害児者、 精神障害者に対 する実務2年以 上（経験年数が 足りない場合は 従事不可）	所定単位
	行動援護従業者養成研修修了者	+	知的障害児者、 精神障害者に対 する実務1年以 上2年未満	30%減算

- ※1 重度訪問介護従業者養成研修修了者は、もっぱら重度訪問介護に従事することを目的として養成されるものであることから、重度訪問介護研修修了者がサービス提供を行う場合にあっては、早朝・深夜帯や年末年始などにおいて、一時的に人員確保の観点から市町村がやむを得ない認める場合に限るものとする。
- ※2 居宅介護従業者の資格要件については、居宅介護が短時間に集中して支援を行う業務内容であることを踏まえ、居宅介護職員初任者研修修了者等を基本とし、障害者居宅介護従業者基礎研修修了者等がサービスを提供する場合には報酬の減算を行います。
- ※3 平成25年4月1日において、既に居宅介護従業者養成研修の1級及び2級課程（以下「1、2級課程」という。）を修了している者については、すべて居宅介護初任者研修の修了要件を満たしているものとします。また平成25年4月1日において、1、2級課程を受講中の者であって、それ以降に当該研修を修了した者も、居宅介護初任者研修の修了の要件を満たしているものとします。
- ※4 平成25年4月1日において、既に居宅介護従業者養成研修の3級課程（以下「3級課程」という。）を修了している者については、すべて障害者居宅介護従業者基礎研修の修了要件を満たしているものとします。また平成25年4月1日において、3級課程を受講中の者であって、それ以降に当該研修を修了した者も、障害者居宅介護従業者基礎研修の修了要件を満たしているものとします。
- ※5 同行援護従業者養成研修には相当するものとして知事が認めた研修も含まれます。（別添参照）
- ※6 「知事証明」とは、平成18年3月31日において身体障害者居宅介護等事業、知的障害者居宅介護等事業又は児童居宅介護等事業に従事した経験を有する者であって、都道府県知事（横浜市長・川崎市長も含む）から必要な知識及び技術を有すると認める旨の証明書の交付を受けたものをいいます。